第6章 医療の確保

1 医療の確保の方針

本町では、急速な高齢化の進行により老人医療の需要が増加しており、町民一人ひとりが安心して医療サービスを受けることができる地域医療体制の整備を推進する。その対策として、各医療機関の協力のもと、一次医療、二次医療(二次医療圏単位)、三次医療(全県単位)それぞれの機能分担と連携強化により、医師の確保、医療施設・設備の充実など、地域における総合医療システムの確立を促進する。また、在宅医療や疾病予防対策の充実が求められており、地域住民に対する保健活動の強化を促進する。

(1) 医療の確保対策

イ 地域医療の充実

町のどこに住んでいても、必要な時に適切な医療が受けられるよう、各医療機関との連携を強化するとともに、地域の中核病院である大曲厚生医療センターの救急医療運営事業に対する支援を行う。また、大曲仙北広域市町村圏組合が医療機関と連携して行っている病院群輪番制病院運営事業、休日救急医療連携事業に対する支援を行う。

ロ 健康生活の推進

少子高齢社会の進展に伴い、家族構成や生活様式並びに価値観が多様化する中で、健康管理の重要性が一層高まり、健康づくり、健康活動に対するニーズも多様化してきている。

本町の死亡原因は、悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の割合が高く、食生活の変化、運動不足等が要因と考えられる。これらの生活習慣病は、若年層への広がりが懸念されており、若い時期から健康について自己管理意識を持つことが大切である。

このため、一人ひとりが心身ともに健康で暮らすことができるよう、乳幼児から高齢者までセルフケアによる健康生活を推進する。

2 現況と問題点

(1) 医療の確保対策

イ 地域医療の充実

本町は公立の病院・診療所を設置していないため、民間の医療機関を中心とした地域医療体制となっている。しかし、町内には、眼科、耳鼻咽喉科などの医療機関や二次医療機関がなく、これらは町外の医療機関に依存している状況にある。また、二次医療圏における総合病院の救急医療運営事業に対し財政的な支援が求められており、広域的な視点に立った地域医療体制の確立が必要である。そのほか、大曲広域市町村圏組合と二次医療機関が連携し、休日救急医療や夜間・休日の重症救急患者の受け入れなどを行っている。

ロ 健康生活の推進

健康生活の推進については、健康づくり・生活習慣改善事業、子どもの健康づくり・食育充実事業、成人総合検診充実事業等を実施している。しかし、町民のがん・脳卒中・心疾患の三大生活習慣病による死亡は、全体の49.0%(平成24年秋田県衛生統計)と高い数値を占めており、生活習慣病の予防対策が課題である。また、児童・生徒の肥満傾向児出現率は県の平均値を上回っており、その対策が求められている。

3 その対策

(1) 医療の確保対策

イ 地域医療の充実

- 大曲仙北広域市町村圏組合を通じた休日救急医療等による安全・安心な医療体制の確立
- 大仙仙北圏域内(二次医療圏)の総合病院救急医療運営事業の支援

ロ 健康生活の推進

- セルフケアの普及啓発とセルフチェックの実践の推進
- 生活習慣病の予防と指導の強化
- 健康づくり教室の展開による身体活動の習慣化
- 健診データの分析結果に基づく対応策の検討・実施
- 食育・食生活改善のためのクッキング教室の開催
- 生活習慣改善のための食育教室の開催
- 肥満傾向児対策の展開
- 健診 (検診) の受診率向上のための啓発
- 健診 (検診) 機会の充実と受診の勧奨
- 受診結果に基づくフォローアップの実施

4 計 画 (平成28年度~32年度)

| | 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|--------------|-----------------|---|----------------|-----|
| 5 | 医療の確保 | (3)過疎地域自立促進特別事業 | 病院群輪番制事業 ①事業の必要性 夜間等において救急医療に対応するた めの体制の整備が必要になっている。 ① 具体の事業内容 輪番制方式により、夜間等における重 症救急患者の診療を受け入れる体制を整 備する事業に対し負担金を助成する。 ② 事業効果 救急医療体制の整備により、住民の生 命が保護され、安全・安心な暮らしの確 保が図られることから、将来にわたり過 疎地域の自立促進に資する事業である。 | 大曲広域市町 村圏組合 | 負担金 |
| | | | 休日救急医療連携事業 ①事業の必要性 休日等において救急医療に対応するための体制の整備が必要になっている。 ① 具体の事業内容 休日等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備する事業に対し負担金を助成する。 ② 事業効果 救急医療体制の整備により、住民の生命が保護され、安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。 | 大曲広域市町 村圏組合 | 負担金 |
| | | | 歯科在宅当番医制事業 ①事業の必要性 休日等において歯科診療に対応するための体制の整備が必要になっている。 ① 具体の事業内容 休日等における歯科在宅当番医による歯科診療をおけ入れる体制を整備する事業に対し負担金を助成する。 ② 事業効果 歯科在宅当番医制の整備により、安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。 | 大曲広域市町 村圏組合 | 負担金 |
| | | (4)その他 | 救急医療運営事業 | 大曲厚生医療 センター | 負担金 |